



新潟県条例第35号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の一部を次のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
区分	試験、検査等の種類	単位	使用料等の額	区分	試験、検査等の種類	単位	使用料等の額
(略)				(略)			
4 食品の衛生試験	食品中の毒素試験	1件	13,300	4 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験 (2) 理化学試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (3) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌試験	1件	16,600
5 河川水等の水質試験				5 河川水等の水質試験 (1) 理化学試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌群試験 ウ 大腸菌群数試験	1項目 〃 〃 〃 1件 〃	1,100 3,600 6,000 25,900 700 2,100	
6 し尿処理施設、プール等の水質試験				6 し尿処理施設設放流水試験 (1) 理化学試験 ア し尿処理施設設放流水試験 (ア) 水質試験	1件	730 1,000 1,500	
						7,200	

験 験	(イ) 精密水質試験 イ し尿淨化槽の放 ウ 流水試験	"	9, 400 3, 500
	ウ プール又は海水 浴場の水質試験	"	2, 900
(2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌群試験 ウ 大腸菌群数試験	730		
	"	1, 000	
7 環境試 験	"	1, 500	
	510		
(1) 一般環境試験 ア 屋外環境試験 イ 簡易なもの ウ 複雑なもの エ 特殊なもの	1 項目		
	"	720 4, 400 6, 400	
(7) 環境における 臭気濃度	1 檢体 1 段階官 能試験 まで	19, 800	
	1 檢体 1 段階官 能試験 まで	13, 600	
(イ) 排出口における 臭気濃度	1 檢体 1 段階官 能試験 まで	8, 300	
	2 段階 以降人 には バネ	760	

		ルが官能試験を1段階ごとに		
	(3) 廃棄物の試験	1項目	700	
	ア 簡易なもの	"	3,700	
	イ 複雑なもの	"	5,500	
	ウ 特に複雑なもの	"	43,200	
	エ 特殊なもの	"		
	(4) P C B試験	1件	27,500	
	ア 定性分析	"	43,200	
	イ 定量分析	"		
8	食品等の衛生試験	(1) 食品の製造用水の水質試験	1件	10,400
		ア 一般理化学試験	"	39,600
		イ 精密理化学試験	"	
		ウ 細菌学的試験	"	700
		(ア) 一般細菌数試験	"	
		(イ) 大腸菌群試験	"	2,900
		(2) 食品の一般的試験	"	
		ア 定性分析	1項目	910
		(ア) 簡易なもの	"	3,900
		(イ) 複雑なもの	"	
		イ 定量分析		
		(ア) 簡易なもの	"	1,400
		(イ) 複雑なもの	"	4,700
		(3) 残留農薬試験	5項目まで	13,400
		ア 有機塩素系農薬	5項目まで	5項目を超える

イ 有機リン系農薬	1 項目ごとに増すまで	5 項目まで	5 項目を超えると増え目ごとに1件	21,100
	(4) P C B試験	41,900		
	(5) 食品中の毒素試験	9,300		
	ア 簡易なもの	"		
	イ 複雑なもの	"		
	(6) 乳及び乳製品の試験	13,300		
	ア 比重、酸度及び脂肪の測定試験	2,000		
	イ 乳の成分規格試験	5,700		
	ウ 乳の異種脂肪試験	8,700		
	(7) 食品中の残留抗生物質試験及び残留抗生物質試験	8,100		
	ア 残留抗生物質試験	3 項目まで	3 項目を超えると1増す	3 項目
イ 残留抗生物質試				20,400

試験	まで 3項目 を1項目 増すに	1,800
(8) 添加物、器具、用具、包装、おもちゃ等の規格試験	1項目	1,400
ア 簡易なもの イ 複雑なもの	"	3,400
(9) 細菌学的試験	1件	720
ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌群試験 ウ 大腸菌群数試験 エ 嫌気性菌試験 オ 酵母及びかび数試験	"	1,000
カ 乳酸菌数試験 キ 食中毒菌試験	"	1,500
	1原因菌	1,800
		1,900
9 家庭用品の基準試験	家庭用品の基準試験	1,900
ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの	"	1,900
10 飲食物の栄養分析試験	(1) 栄養分析 (2) ビタミン定量分析	11,000
11 溫水及び鉱水の分析試験	(1) 鉱泉小分析試験 (2) 鉱泉分析試験 (3) 放射能泉分析試験	7,000
12 医薬品	(1) 医薬品の試験	11,300
		66,200
		22,300

等の試験	ア 薬局方適合試験 イ 成分規格等適合試験	1件 1項目	7,100 6,900
	ウ 特定成分の定性分析 エ 特定成分の定量分析	" "	4,700 7,000
	(2) 医薬部外品、化粧品、医療用具等の試験		
	ア 成分規格適合試験 イ 特定成分の定性分析 ウ 特定成分の定量分析	" " "	6,900 4,700 7,000
	(3) 毒物及び劇物の試験		
	ア 基準適合試験 イ 定性分析 ウ 定量分析 (4) 生物学的試験 ア 無菌試験 イ その他の試験	1件 " " " " "	7,100 5,000 7,300 4,500 2,900
5 文書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略) 3,300	(略) 2,200
			備考 (略)

附則

二の条例は、令和8年4月1日から施行する。

